

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた天神川水系
天神川、三徳川、小鴨川及び国府川【直轄管理区間】の基本的考え方(Ver.1.0)

策定 令和6年12月17日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

なお、天神川水系天神川及び小鴨川【直轄管理区間】においては、以下の区域において航空法によりドローン飛行を制限している。

・人口集中地区(DID)の上空(航空法第132条の85第1項第2号)

※人口集中地区(DID)については、国土交通省国土地理院ホームページ等でご確認ください。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域

内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

倉吉河川国道事務所(以下、「事務所」という。)が管理する河川区域内の土地については、以下の申請先に必要な手続きなど確認すること。

申請先:倉吉河川国道事務所河川管理課(電話番号 0858-26-6221(代表))

(倉吉河川国道事務所の管理区間は別紙の地図のとおり)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の事務所や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、事務所から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

なお、河川への落下等の事故により河川管理施設及び水質等への影響が懸念される場合には、運航事業者等は河川事務所等と協議のうえ、速やかにドローン及び荷物等を回収しなければならない。また、河川管理施設及び水質等への影響がないと認められる場合においても、可能な限り落下等したドローン及び荷物等を回収するよう努めなければならない。

天神川水系天神川、三徳川、小鴨川及び国府川【直轄管理区間】を所管する河川事務所等の連絡先は以下のとおり。

連絡先:倉吉河川国道事務所河川管理課(電話番号 0858-26-6221(代表))

倉吉河川国道事務所天神川出張所(電話番号 0858-23-6551)

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実

施する必要がある。その場合、事務所に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

天神川水系天神川、三徳川、小鴨川及び国府川【直轄管理区間】上空の飛行にあたっては、橋梁や送電線等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから別紙「横断工作物位置図及び一覧表」を確認すること。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、必要に応じて事務所に情報提供を求めることができる。

天神川水系天神川【直轄管理区間】の河川区域内で開催される花火大会等については、以下のとおりであり、ドローン飛行日時を決める上で参考にすること。ただし、記載以外のものが開催される可能性があるため、下記連絡先に確認し情報把握を行うこと。

・倉吉打吹まつり 飛天花火大会

開催日：毎年8月上旬頃

開催場所：倉吉市見日町地先（飛天夢広場）

主催：倉吉打吹まつり実行委員会

連絡先：倉吉河川国道事務所河川管理課（電話番号 0858-26-6221（代表））

（飛行高さ及び運航調整）

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川事務所等からの調整に応じること。

(その他)

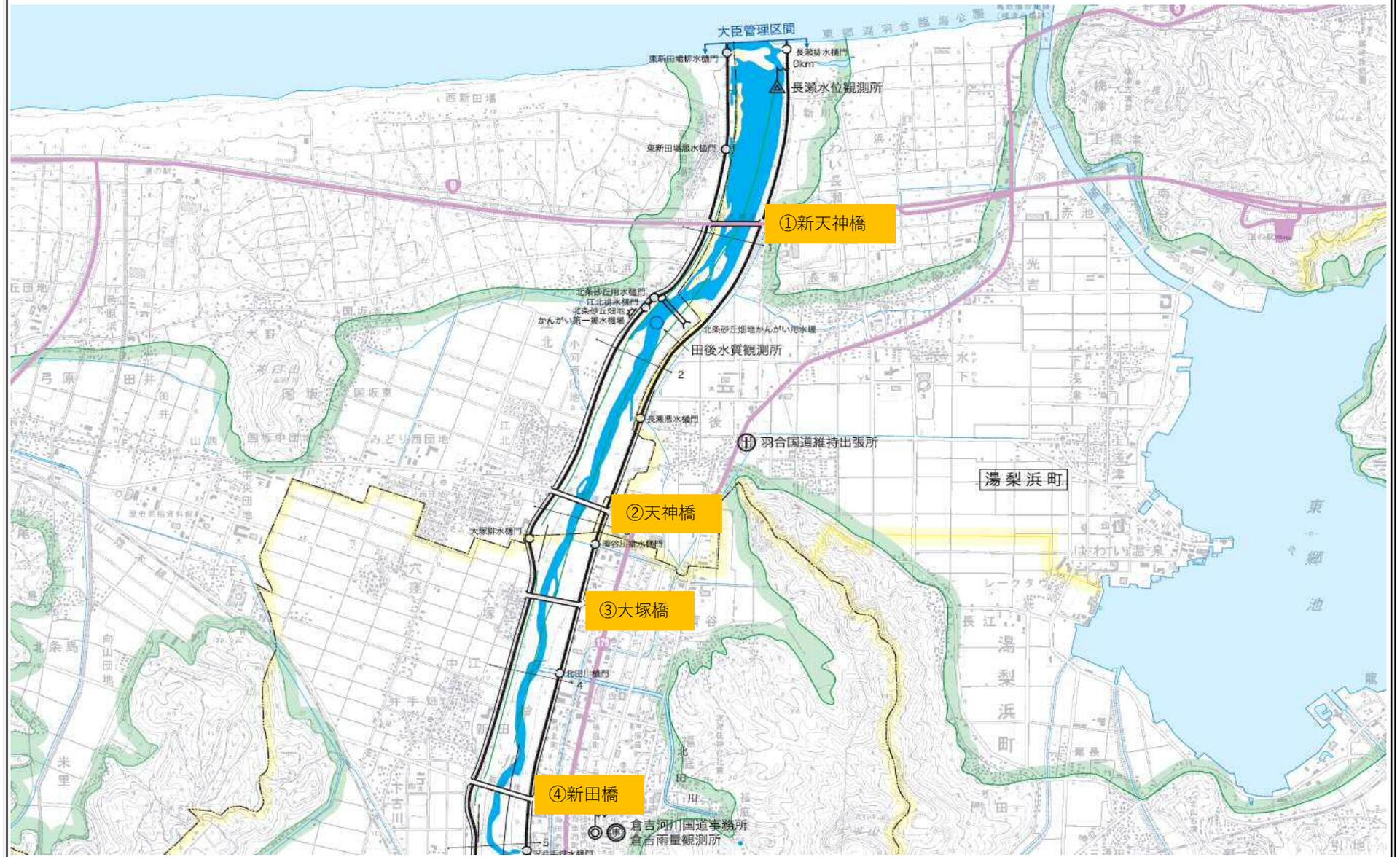
9. 各河川における情報提供など

倉吉河川国道事務所ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

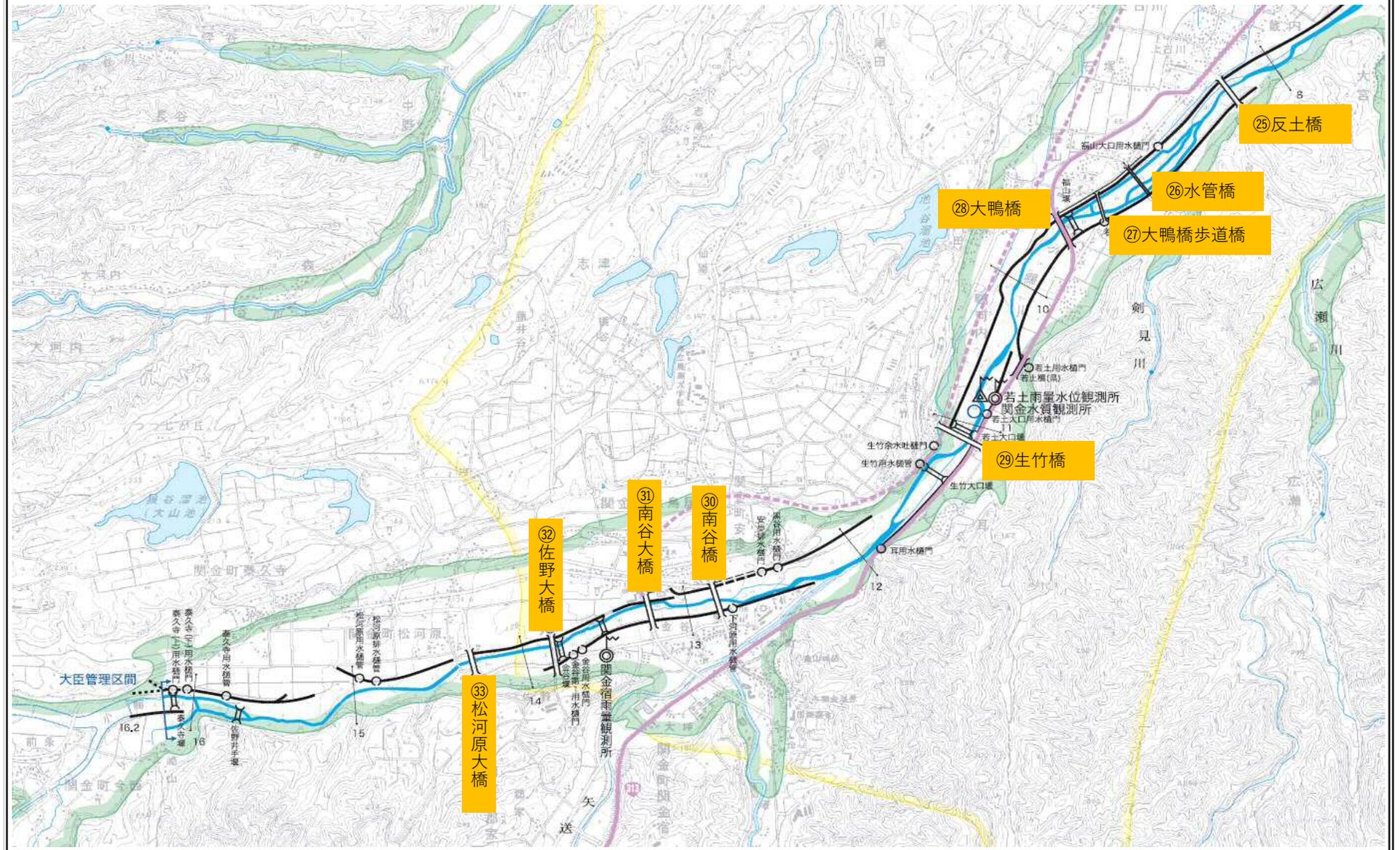
※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

河川横断工作物位置図



河川横断工作物位置図



【天神川水系】河川横断工作物一覧表(橋梁)

番号	河川名	名称	管理者	位置	河口または合流点からの距離(km)	工作物の高さ(T.P.)	備考
1	天神川	新天神橋	国土交通省	左岸:東伯郡北栄町江北地先 右岸:東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地先	0.9	10.7	
2	天神川	天神橋	鳥取県	左岸:東伯郡北栄町江北地先 右岸:東伯郡湯梨浜町田後地先	2.8	11.9	
3	天神川	大塚橋	倉吉市	左岸:倉吉市大塚地先 右岸:倉吉市清谷町2丁目地先	3.4	12.1	
4	天神川	新田橋	鳥取県	左岸:倉吉市新田地先 右岸:倉吉市河北町地先	4.7	17.8	
5	天神川	小田橋	鳥取県	左岸:倉吉市小田地先 右岸:倉吉市天神町地先	5.4	17.5	
6	天神川	天神川橋梁	西日本旅客鉄道(株)	左岸:倉吉市小田地先 右岸:倉吉市上井地先	5.4	14.9	
7	天神川	倉吉大橋	鳥取県	左岸:倉吉市見日町地先 右岸:倉吉市伊木地先	7.0	21.0	
8	天神川	竹田橋	鳥取県	左岸:倉吉市東蔵城町地先 右岸:倉吉市八屋地先	7.4	19.6	
9	天神川	竹田橋自歩道橋	鳥取県	左岸:倉吉市東蔵城町地先 右岸:倉吉市八屋地先	7.4	19.5	
10	天神川	大原橋	倉吉市	左岸:倉吉市円谷町地先 右岸:倉吉市大原地先	9.3	27.0	
11	天神川	河戸橋	鳥取県	左岸:東伯郡三朝町今泉地先 右岸:東伯郡三朝町本泉地先	11.9	41.1	
12	天神川	湯谷橋	三朝町	左岸:東伯郡三朝町今泉地先 右岸:東伯郡三朝町湯谷地先	13.2	55.1	
13	三徳川	賀茂橋	三朝町	左岸:東伯郡三朝町本泉地先 右岸:東伯郡三朝町大瀬地先	0.2	38.6	
14	三徳川	わかとり大橋	三朝町	左岸:東伯郡三朝町本泉地先 右岸:東伯郡三朝町大瀬地先	0.7	41.7	
15	三徳川	横手橋	三朝町	左岸:東伯郡三朝町横手地先 右岸:東伯郡三朝町山田地先	2.2	52.5	
16	小鴨川	蔵城橋歩道橋	鳥取県	左岸:倉吉市蔵城地先 右岸:倉吉市見日町地先	0.5	19.9	
17	小鴨川	蔵城橋	鳥取県	左岸:倉吉市蔵城地先 右岸:倉吉市見日町地先	0.5	19.8	
18	小鴨川	三明寺橋	鳥取県	左岸:倉吉市蔵城地先 右岸:倉吉市宮川町2丁目地先	1.4	20.7	
19	小鴨川	向山大橋	倉吉市	左岸:倉吉市蔵城地先 右岸:倉吉市堺町3丁目地先	1.9	22.7	
20	小鴨川	出口橋	鳥取県	左岸:倉吉市鴨川町地先 右岸:倉吉市金森町地先	3.1	25.6	
21	小鴨川	小鴨橋	鳥取県	左岸:倉吉市西倉吉町地先 右岸:倉吉市河原町地先	4.0	27.9	
22	小鴨川	小鴨橋歩道橋	倉吉市	左岸:倉吉市西倉吉町地先 右岸:倉吉市河原町地先	4.1	27.4	
23	小鴨川	生田橋	鳥取県	左岸:倉吉市生田地先 右岸:倉吉市八幡町地先	4.9	33.2	
24	小鴨川	東橋	倉吉市	左岸:倉吉市中河原地先 右岸:倉吉市長坂新町地先	6.5	46.0	
25	小鴨川	反土橋	鳥取県	左岸:倉吉市上古川地先 右岸:倉吉市鴨河内地先	8.3	61.8	
26	小鴨川	水管橋	鳥取県	左岸:倉吉市福山地先 右岸:倉吉市鴨河内地先	9.1	68.6	
27	小鴨川	大鴨橋歩道橋	倉吉市	左岸:倉吉市鴨河内地先 右岸:倉吉市鴨河内地先	9.4	71.1	
28	小鴨川	大鴨橋	鳥取県	左岸:倉吉市鴨河内地先 右岸:倉吉市鴨河内地先	9.6	75.6	
29	小鴨川	生竹橋	倉吉市	左岸:倉吉市鴨河内地先 右岸:倉吉市鴨河内地先	11.0	88.9	
30	小鴨川	南谷橋	倉吉市	左岸:倉吉市関金町安歩地先 右岸:倉吉市関金町関金宿地先	12.8	113.1	
31	小鴨川	南谷大橋	鳥取県	左岸:倉吉市関金町大鳥居地先 右岸:倉吉市関金町関金宿地先	13.2	120.0	
32	小鴨川	佐野大橋	倉吉市	左岸:倉吉市関金町大鳥居地先 右岸:倉吉市関金町関金宿地先	13.8	129.7	
33	小鴨川	松河原大橋	倉吉市	左岸:倉吉市関金町松河原地先 右岸:倉吉市関金町松河原地先	14.2	138.7	
34	国府川	和田橋	鳥取県	左岸:倉吉市和田東町地先 右岸:倉吉市福守町地先	0.4	24.0	
35	国府川	不入岡大橋	鳥取県	左岸:倉吉市不入岡地先 右岸:倉吉市不入岡地先	1.0	29.7	
36	国府川	不入岡橋	倉吉市	左岸:倉吉市不入岡地先 右岸:倉吉市不入岡地先	1.5	23.6	

【天神川水系】河川横断工作物一覧表(橋梁)

番号	河川名	名称	管理者	位置	河口または合流点からの距離(km)	工作物の高さ(T.P.)	備考
37	国府川	国府橋	鳥取県	左岸:倉吉市国府地先 右岸:倉吉市国府地先	2.2	24.5	
38	国府川	福光橋	鳥取県	左岸:倉吉市福光地先 右岸:倉吉市福光地先	3.8	28.7	
39	国府川	黒見橋	鳥取県	左岸:倉吉市横田地先 右岸:倉吉市黒見地先	4.7	34.5	
40	国府川	松ノ木橋	オヶ崎農事組合	左岸:倉吉市横田地先 右岸:倉吉市三江地先	5.4	35.8	
41	国府川	番田橋	鳥取県	左岸:倉吉市三江地先 右岸:倉吉市三江地先	5.8	37.4	
42	国府川	ぬのこ橋	鳥取県	左岸:倉吉市三江地先 右岸:倉吉市三江地先	5.8	37.1	
43	国府川	米積橋	鳥取県	左岸:倉吉市上米積地先 右岸:倉吉市上米積地先	7.0	45.1	
44	国府川	高城橋	倉吉市	左岸:倉吉市上福田地先 右岸:倉吉市上福田地先	8.2	53.1	
45	国府川	妻の神橋	倉吉市	左岸:倉吉市上福田地先 右岸:倉吉市上福田地先	8.4	54.3	
46	国府川	上福田橋	倉吉市	左岸:倉吉市上福田地先 右岸:倉吉市上福田地先	8.7	55.7	

※工作物の高さは、橋面の高さ(参考)としている。

※工作物の高さには橋梁の高欄や照明灯などの付属物は含んでいない。

※詳細については、橋梁管理者に確認すること。

【天神川水系】河川横断工作物一覧表(送電線等)

番号	河川名	名称	管理者	位置	河口または合流点からの距離(km)	備考
1	天神川	打吹連絡配電線	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市下田中町地先 右岸:倉吉市上余戸地先	8.3	
2	天神川	特別高圧送電線(八橋線)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市米田地先 右岸:倉吉市大原地先	9.0	
3	天神川	特別高圧送電線(湯原倉吉線)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市円谷町地先 右岸:倉吉市大原地先	10.8	
4	天神川	特別高圧送電線(小鹿第二線)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:東伯郡三朝町今泉地先 右岸:東伯郡三朝町湯谷地先	12.4	
5	小鴨川	特別高圧送電線(オムロン倉吉線)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市巖城地先 右岸:倉吉市幸町地先	1.0	
6	小鴨川	配電線(社幹1~大正幹76)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市西倉吉町地先 右岸:倉吉市河原町地先	4.0	
7	小鴨川	特別高圧送電線(八橋線)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市中河原地先 右岸:倉吉市下大江地先	5.8	
8	国府川	特別高圧送電線(八橋線)	中国電力ネットワーク(株)	左岸:倉吉市福光地先 右岸:倉吉市黒見地先	4.1	

※この一覧表は鉄塔間の高圧線を対象としておりコンクリート柱などに接続する低い電線は含んでいない。
 ※詳細については、送電線等管理者に確認すること。